

平成 21 年度 東京都税制調査会 第 2 回小委員会 議事要旨

【開催日時等】

開催日時 平成 21 年 5 月 12 日 (火) 16:00 ~

場 所 都庁第一本庁舎 33 階 S6 会議室

出席者

〔委員〕 横山会長、池上小委員長、小幡委員、金井委員、金子(清)委員、金子(秀)委員、関口委員、沼尾委員、林委員、諸富委員、有村専門委員、岩崎専門委員

〔事務局〕 目黒税制部長、宗田税制調査担当部長、池田税制調査課長、筒井副参事(税制調査担当)、副島税制課長、木下副参事(税制改正担当)

【議題】

議 事 「地方税制のグリーン化の理念と制度設計について」

【地方税制のグリーン化の理念と制度設計について】

諸富委員のプレゼン及び事務局の説明の後、検討のスタンス、地方環境税を導入する意義等について、委員から以下の意見等があった。

(検討のスタンスについて)

- ・ 当調査会の役割は、分権と環境の視点で税のあり方を検討すること。環境に配慮した税制について、どのような切り口で考えると望ましい地方税制ができるのか、という視点で検討を進めるべき
- ・ 望ましい税制を追求する上で、国に働きかけて地方税法を変えるなど、制約条件を変えていくことも重要
- ・ できるところからやっていく、という姿勢も重要。都税調としては、あるべき姿を示すと同時に、都の税として今何ができるかという視点も必要
- ・ 独自課税では CO2 削減の効果は期待できないので、全国地方税を視野に検討すべき。その際、地方共同税等も検討課題になる。

(環境税の意義)

- ・ 温暖化は税だけでは解決できない。我が国の政策全体を議論する中で、税の位置づけを考えていくべき
- ・ 税目や税率等は、総合的な理由で判断されており、CO2 排出という特定の要件だけに理由を求めて課税するのは脆弱な印象を受ける。
- ・ 環境問題として、CO2 の削減は重要であり、今議論する必要がある課題である。

(地方環境税を導入する意義について)

- ・ 温暖化はグローバルな課題だが、地方の取組が国全体の政策形成に影響を与えることもあり、地方税での導入には意義がある。
- ・ 東京は海拔が低いため、海面上昇が中長期的な課題となっている。都として、地域の課題としても環境税に取り組む意義がある。
- ・ 温暖化対策が進まないのは各国が別々に施策を実施しているため。環境税の地方税での導入は、国内で同じ状況を再現することになる。

(既存エネルギー諸税との関係の整理等について)

- ・ 税には納税者を納得させられる説明が不可欠。既存のエネルギー関係諸税も道路特定財源でなくなった以上、他の理由が必要であり、環境の視点でしっかりとした理屈付けをすべき
- ・ 化石燃料間の税負担のバランスは、CO₂ を効率的に削減するという視点から修正していくことが必要
- ・ 現在課税されていない物件に CO₂ 税を課税することも必要
- ・ 既存エネルギー税は、国税であっても地方に財源が移転しているものも多い。国税と地方税との税源配分についても検討することが必要

(レベニュー・ニュートラルについて)

- ・ 現下の経済情勢では増税は難しい。したがって、環境税についても税収中立の中で考えていかなければならない。そうした視点に立てば、例えば、環境税を導入し、一方で法人事業税を下げる等の改革もあり得る。こうした視点は厳しい不況の中、東京の経済活力の向上にもつながる。
- ・ 今般の厳しい財政状況に鑑みると、税収中立ではなく、増税でもいいのか。増税した上で環境や福祉を含め、どう使っていくのかの議論も重要

(その他)

- ・ CO₂ 排出の多い地域が連携し、同一の炭素税を一斉に導入する方法もある。
- ・ 独自課税の場合、米国のように電力産業を対象に課税するなど、移転性の小さい業種等を課税対象にする考え方もある。
- ・ 電気やガスへの課税は負担の逆進性が課題。具体的な制度の検討に当たり低所得者への配慮の仕組みが必要
- ・ 独自課税では、下流で高い税率の環境税を課すと、化石燃料の消費は他の地域に流出するため、下流段階で課税する場合、税率を低くするなど工夫が必要

(事務局文責)